

生活安全委員会からのお知らせ(10月)

2024年10月17日 no.5

自転車運転車および歩行車の注意

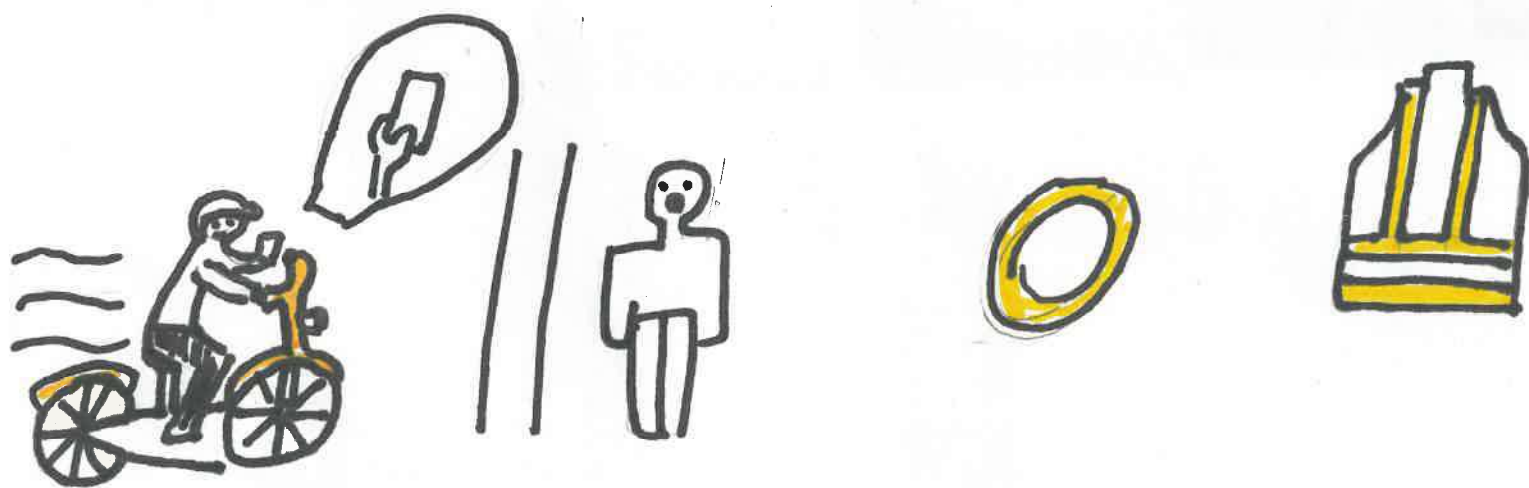
日暮れの時刻も早くなり、下校時には薄暗くなっています。自転車は早めのライト点灯を、歩行者は反射材の利用や明るい服を着るなど事故防止に努めましょう。

自転車のながらスマホ運転の罰則の強化

2024年11月1日 道路交通法の一部の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されます。

自転車のながらスマホ運転

スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話をしたり画面を注視した場合、6月以下の懲役または10万円以下の罰金となります。



この他に自転車運転に関し一定の危険行為を3年以内に2回以上反復して行った者に対し「自転車運転者講習制度の対象となる違反に運転中の「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転」が追加されます。

交通ルールやマナーを守り市民や近隣住民から愛され応援される「男工生」になりましょう

2E生活安全委員作成